

令和5年2月15日

陸運安全協力会
会員会社各位

昭和四日市石油(株)四日市製油所
陸運安全協力会長 岩野 淳作



ローディングアーム受缶の油処理について

平素、安全協力会の活動にご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。
2月2日の陸運安全協力会パトロール時に、乗務員から以下の質問がありました。
『ローディングアームに最初溜まっていた油を捨てた後、自分が積込を開始してからの受け油は、同じ油種のハッチに戻しても良いのではないか。』との質問です。
製油所操油課殿に確認致しましたので、受缶の油の処理については、今後以下のように取り扱い願います。

記

ローディングアーム受缶の油の取り扱いは以下のようにおこなってください。

- 積込開始時に受缶に溜まっていた油（前のローリーが残っていた受缶の油）は、自車のハッチに入れてはいけません。処理する場合は、積場に設置してある専用ボックスに廃棄すること。
- 自車積込の受缶の油をハッチに戻す場合の手順
 - (ア) 最初のハッチにアームを挿入後、受缶の油（前のローリーの）を専用処理ボックスに廃棄する。
廃棄後受缶内を確認し異物・水分など無いか確認すること。
異物、水分がある場合は施設係員に連絡しその指示に従うこと。
 - (イ) ハッチ積込終了後、ローディングアーム先端部を受缶で受けてアームを2番目の積込ハッチに移動させる。
 - (ウ) 2番目のハッチにローディングアームを挿入してから、受缶の油を確認して異物・水分などの異常がなければ、最初のハッチに受け缶の油を戻すことが出来る。
3番目以降も同じ油種を積込む場合は、最後に積込むハッチ以外の任意のハッチに受け缶の油を戻すことが出来る。
 - (エ) 受缶の油を戻す、戻さないは任意です。
 - (オ) いかなる場合も、受缶の油をガスパーシ前のハッチには戻さないこと。
- 受缶に油が相当量溜まっていたら、処理ボックスに廃棄するよう習慣として下さい。

以上